

1 定

款

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種 別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 北秋田市合川高齢者生活支援施設の受託経営
- (2) さざなみ温泉の経営

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 解 散

(解 散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

### (定款の変更)

- 第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田県知事の認可(社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

### (公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、社会福祉法人秋田県民生協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

- 第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	木村修司		
理事	土濃塚イマ	理事	村形市三郎
理事	成田織治	理事	安部倉之助
理事	松橋盛久		
監事	土濃塚一郎	監事	木村士郎

## 別 表

## (1) 土地の部

番 号	住 所	面 積
1	北秋田市上杉字金沢471番	5,038.00 m <sup>2</sup>
2	北秋田市木戸石字才ノ神岱195番	4,840.00
3	北秋田市上杉字金沢431番	4,465.00
4	北秋田市上杉字金沢469番	4,913.00
5	北秋田市上杉字金沢238番1	11,046.00
6	北秋田市上杉字金沢240番	784.60
7	北秋田市上杉字金沢241番1	20,392.00
8	北秋田市上杉字金沢241番2	9,044.43
9	北秋田市上杉字金沢246番1	8,802.00
10	北秋田市上杉字金沢246番2	9,773.50
11	北秋田市上杉字金沢247番	3,491.00
12	北秋田市上杉字金沢213番	3,228.00
13	北秋田市上杉字金沢214番	1,259.00
14	北秋田市上杉字金沢217番	6,144.00
15	北秋田市上杉字金沢219番	3,484.00
16	北秋田市上杉字金沢221番	9,536.00
17	北秋田市上杉字金沢226番	17,367.00
18	北秋田市上杉字金沢227番	1,373.87
19	北秋田市上杉字金沢121番106	10,747.00
20	北秋田市上杉字金沢222番	9,702.00
21	北秋田市上杉字金沢215番	403.00
22	北秋田市上杉字金沢220番	190.00
23	北秋田市上杉字金沢223番	923.00
24	北秋田市上杉字金沢224番	100.00
25	北秋田市上杉字金沢225番	184.00
26	北秋田市上杉字金沢243番	1,972.00
27	北秋田市上杉字金沢244番	914.00
28	北秋田市上杉字金沢563番	5,328.00
29	北秋田市上杉字金沢564番	2,001.00
30	北秋田市上杉字金沢565番1	2,643.00
31	北秋田市木戸石字才ノ神沢35番35	13,573.06
32	北秋田市木戸石字才ノ神沢35番63	1,534.05
33	北秋田市川井字才ノ神61番13	2,074.98
34	北秋田市上杉字金沢211番2	4,568.00
35	北秋田市上杉字金沢228番1	9,337.63
36	北秋田市上杉字金沢229番1	123.00
計	36 筆	191,299.12

## (2) 建物の部

番号	住 所	構 造	棟数	面 積 m <sup>2</sup>
1	北秋田市上杉字金沢228番地1	木造平屋建 (グリーンハウス本館)	1	2,643.76
2	北秋田市上杉字金沢469番地	鉄筋コンクリート造平屋建 (グリーンハウス本館)	1	1,379.10
3	北秋田市上杉字金沢471番地	鉄骨造平屋建 (グリーンハウス木工作业所)	1	169.39
4	北秋田市上杉字金沢471番地	鉄骨造平屋建 (グリーンハウス体育館)	1	330.05
5	北秋田市上杉字金沢471番地、469番地	鉄骨造平屋建 (グリーンハウス作業場)	1	400.80
6	北秋田市上杉字金沢241番地2、243番地	鉄筋コンクリート造2階建 (愛生園本館)	1	3,225.64
7	北秋田市上杉字金沢241番地1、241番地2	鉄筋コンクリート造平屋建 (愛生園重度棟)	1	2,261.60
8	北秋田市上杉字金沢241番地1	鉄筋コンクリート造平屋建 (愛生園収容棟)	1	1,210.25
9	北秋田市上杉字金沢241番地2	木造平屋建 (愛生園作業所)	1	97.20
10	北秋田市上杉字金沢241番地2	コンクリートブロック造平屋建 (愛生園畜舎)	1	97.20
11	北秋田市上杉字金沢241番地1	鉄骨造平屋建 (愛生園体育館)	1	403.20
12	北秋田市上杉字金沢226番地	木造軽量鉄骨造平屋建 (愛生園作業棟)	1	488.76
13	北秋田市上杉字金沢246番地	木造平屋建 (愛生園農産加工場)	1	107.65
14	北秋田市上杉字金沢246番地2	木造平屋建 (愛生園食鳥処理施設)	1	117.59
15	北秋田市上杉字金沢121番地106	鉄筋コンクリート造平屋建 (ひばりが丘ホーム本館)	1	1,776.80
16	北秋田市上杉字金沢121番地106、213番地	鉄骨造平屋建 (ひばりが丘ホーム作業訓練棟)	1	340.20
17	北秋田市上杉字金沢238番地1	コンクリートブロック造平屋建 (ひばりが丘ホーム職員宿舎)	1	140.01
18	北秋田市上杉字金沢217番地、218番地 219番地、220番地、221番地	鉄筋コンクリート造2階建 (厚生園本館)(みさか寮本館)	1	3,018.88
19	北秋田市上杉字金沢214番地	鉄骨造平屋建 (厚生園作業棟)	1	274.55
20	北秋田市上杉字金沢217番地、216番地、215番地	鉄骨造平屋建 (厚生園機能訓練棟)	1	343.35

番号	住 所	構 造	棟数	面 積 m <sup>2</sup>
21	北秋田市上杉字金沢238番地1	コンクリートブロック造平屋建 (厚生園職員宿舎)	1	148.39
22	北秋田市上杉字金沢221番地	鉄骨造平屋建 (厚生園作業棟)	1	71.28
23	北秋田市上杉字金沢221番地	鉄骨造平屋建 (厚生園乾燥棟)	1	67.26
24	北秋田市木戸石字才ノ神沢35番地35	鉄筋コンクリート造2階建 (合川新生園本館)	1	3,517.04
25	北秋田市木戸石字才ノ神沢35番地35	木造2階建 (合川新生園自活訓練棟)	1	122.55
26	北秋田市木戸石字才ノ神沢35番地52	鉄骨造2階建 (合川新生園職員宿舎)	1	257.84
27	北秋田市木戸石字才ノ神沢35番地33	鉄骨造平屋建 (合川新生園機能訓練棟)	1	330.75
28	北秋田市上杉字金沢121番地106	木造平屋建 (ひばりが丘ホーム衣料保管庫)	1	29.81
29	北秋田市上杉字金沢226番地	鉄骨造平屋建 (つながりの家)	1	437.44
30	北秋田市阿仁吉田字上ミ上野55番地9	鉄筋コンクリート造平屋建 (阿仁かざはり苑本館)	1	2,560.12
31	北秋田市阿仁吉田字上ミ上野33番地	木造平屋建 (阿仁かざはり苑多目的棟)	1	134.98
32	北秋田郡上小阿仁村福館字友倉79番地11	鉄筋コンクリート造平屋建 (友生園本館)	1	2,912.86
33	北秋田郡上小阿仁村福館字友倉79番地11	鉄骨造平屋建 (友生園車庫)	1	100.00
34	北秋田郡上小阿仁村福館字友倉79番地11	木造平屋建 (友生園作業所)	1	68.04
35	北秋田郡上小阿仁村福館字友倉79番地11	鉄骨造平屋建 (みんなの家)	1	296.45
36	北秋田郡上小阿仁村福館字友倉79番地11	鉄骨造平屋建 (友生園ガラス温室)	1	75.60
37	北秋田市上杉字金沢162番地1、 121番地51、121番地52、121番地70、 121番地71、121番地126、121番地127、 121番地128、121番地134	鉄筋コンクリート造2階建 (永楽苑本館)	1	4,388.96
38	北秋田市川井字才ノ神61番地13	鉄骨造2階建 (1階永楽苑サービスセンター) (2階グループホームさざなみ)	1	1,103.61
39	北秋田市川井字鳥屋沢36番地4	木造2階建 (グループホームえのもと)	1	418.32
40	北秋田市上杉字金沢229番地20、229番地21	木造平屋建 (グループホームさつき)	1	134.98

番号	住 所	構 造	棟数	面 積 m <sup>2</sup>
41	北秋田市上杉字金沢229番地22、229番地23	木造平屋建 (グループホームつつじ)	1	134.98
42	北秋田市大町12番地	鉄骨造平屋建 (鷹巣中央保育園)	1	803.34
43	北秋田市栄字田沢古川布223番地1、224番地2 北秋田市栄字太田新田43番地2	木造平屋建 (鷹巣東保育園)	1	525.42
44	北秋田市上杉字金沢162番地1	鉄筋コンクリート造平屋建 (ひまわりの家)	1	2,170.62
計			44	39,636.62

附 則

1. この定款は、昭和52年9月21日から施行する。
2. この定款変更は、昭和55年2月16日から施行する。
3. この定款変更は、昭和56年3月31日から施行する。
4. この定款変更は、昭和57年6月1日から施行する。
5. この定款変更は、昭和58年1月18日から施行する。
6. この定款変更は、昭和58年12月28日から施行する。
7. この定款変更は、昭和59年5月9日から施行する。
8. この定款変更は、昭和59年11月29日から施行する。
9. この定款変更は、昭和61年12月25日から施行する。
10. この定款変更は、昭和62年7月15日から施行する。
11. この定款変更は、昭和63年3月22日から施行する。
12. この定款変更は、昭和63年5月24日から施行する。
13. この定款変更は、昭和63年10月6日から施行する。
14. この定款変更は、平成2年3月31日から施行する。
15. この定款変更は、平成3年5月20日から施行する。
16. この定款変更は、平成3年12月27日から施行する。
17. この定款変更は、平成4年3月31日から施行する。
18. この定款変更は、平成4年7月8日から施行する。
19. この定款変更は、平成6年7月13日から施行する。
20. この定款変更は、平成6年12月14日から施行する。
21. この定款変更は、平成7年10月23日から施行する。
22. この定款変更は、平成8年4月30日から施行する。
23. この定款変更は、平成9年6月6日から施行する。
24. この定款変更は、平成10年5月20日から施行する。
25. この定款変更は、平成11年4月16日から施行する。
26. この定款変更は、平成12年5月30日から施行する。
27. この定款変更は、平成12年7月26日から施行する。
28. この定款変更は、平成13年3月13日から施行する。
29. この定款変更は、平成14年3月8日から施行する。
30. この定款変更は、平成14年8月8日から施行する。
31. この定款変更は、平成15年4月17日から施行する。
32. この定款変更は、平成17年4月26日から施行する。
33. この定款変更は、平成18年4月11日から施行する。
34. この定款変更は、平成18年6月19日から施行する。
35. この定款変更は、平成20年6月17日から施行する。
36. この定款変更は、平成21年5月18日から施行する。
37. この定款変更は、平成22年2月15日から施行する。
38. この定款変更は、平成22年3月1日から施行する。
39. この定款変更は、平成23年4月1日から施行する。
40. この定款変更は、平成23年6月22日から施行する。
41. この定款変更は、平成23年11月14日から施行する。
42. この定款変更は、平成24年4月16日から施行する。
43. この定款変更は、平成25年4月3日から施行する。
44. この定款変更は、平成25年10月21日から施行する。
45. この定款変更は、平成26年4月23日から施行する。
46. この定款変更は、平成26年7月4日から施行する。
47. この定款変更は、平成27年4月1日から施行する。
48. この定款変更は、平成27年10月14日から施行する。
49. この定款変更は、平成28年9月16日から施行する。
50. この定款変更は、平成29年4月1日から施行する。

# 社会福祉法人 秋田県民生協会定款

設立認可 昭和52年9月21日

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること及び子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 救護施設の経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営

#### (二) 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営
- (ハ) 老人デイサービス事業の経営
- (二) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 保育所の経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人秋田県民生協会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県北秋田市上杉字金沢162番地1に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,080,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上8名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
  3. 理事長以外の理事のうち、3名以内を常務理事とする。
  4. 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。（以下「常務理事」という。）
  5. この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

- 第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

- 第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
2. 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事のうちには、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  3. 理事長及び常務理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
    - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
    - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
  3. 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
  4. 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
3. 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

- 第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

- 第26条 この法人に職員を置く。
2. この法人の常務及び設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 顧問

- 第27条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
4. 任期については、役員任期に準ずる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は別表に掲げる財産をもって構成する。
3. その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、秋田県知事の承認を得なければならない。ただし、

次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
  3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

- 第36条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第37条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。